

補助金の交付状況に係る調書【平成29年度交付分】

補助金の名称		犬山市町会長会運営費補助金		市の担当部課	市民部地域安全課	
				問い合わせ先	0568-44-0346	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山地区町会長会 はじめ5団体		代表者名	各地区会長	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市町会長会運営費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	平成29年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		市内町会長を対象とする事業を担う団体がいないため				
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		町会長会の活動を推進及び活性化することで、行政の円滑な運営と地域住民の自主活動の推進を図る。				
補助金の額 ()は一般財源の額		平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度予算	
		954,000 円	954,000 円	954,000 円	960,000 円	
		(954,000 円)	(954,000 円)	(954,000 円)	(960,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		総会、講演会、募金活動等				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		2,850,520 円		
		うち補助事業全体の経費		2,850,520 円		
		うち補助対象経費		2,834,520 円		
		補助対象経費の内訳		会議費及び視察研修費等		2,688,201 円
				事務費		102,021 円
				通信運搬費		44,298 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		3,000円×町内数<平成29年4月1日現在>		
		補助限度額		未設定		
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	補助金を前払いし、事業完了後に精算するため	
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		研修事業により町内会関連業務の理解が深まり市からの依頼業務等が円滑に実施された。また、町会長間の親睦が図られ、情報共有や連携が進み地域の自治力が強化された。				
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		2,310,626 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		2,310,626 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無

※平成29年度の実績に基づき作成しています。